

## 40歳以上の特定疾患または65歳以上障害福祉サービスの利用

(2019年愛知自治体キャラバンまとめ)

※一宮市のみが、介護保険の申請を行わない障害福祉サービスの利用者は、障害福祉サービスを打ち切っている。  
 ※他市町村でも障害福祉サービスを打ち切らないまでも「介護保険優先」に変わりはない。介護保険に申請勧奨が行われている。

市町村名		本人意向に基づき障害福祉サービスが利用できる	障害福祉サービス利用の条件
1	名古屋市	○	65歳到達時に支給決定期間を区切り、約2か月間暫定的に支給決定を行い、介護保険に申請勧奨を行う。要介護認定後、希望するサービスの時間が不足する場合、介護保険の提供単位数を障害福祉サービスの提供可能単位数から差し引いた単位数を上限として支給決定を行う。なお、要支援者へのサービス提供は行えない。
2	豊橋市	○	
3	岡崎市	○	介護保険サービスを優先しますが、介護保険の要介護認定が非該当となった場合は、障害福祉サービスが利用できます。
4	一宮市	×	障害福祉サービス独自のサービスは申請があれば利用可能。また、介護認定が非該当になった場合も申請があれば利用可能
5	瀬戸市	○	「介護保険優先」になるため時間をかけ丁寧に説明し、介護保険制度に移行しています。
6	半田市	○	介護保険移行以前に障害福祉サービスを利用しており、介護保険移行後、非該当となった場合及び介護保険サービスを必要量確保できない場合並びに介護保険サービスに存在しないサービスを利用する場合に利用を認めている。
7	春日井市	○	介護保険対象者につきましては、介護保険の利用申請はしていただくこととなりますが、要介護認定が非該当になった場合や、該当の場合でも介護保険サービスとの併給が可能なサービスについては、障害福祉サービスを利用していただくことができます。
8	豊川市	○	平成19年3月26日付の厚生労働省通知「障害者の日常生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」に準じています。
9	津島市	○	居宅介護の障害福祉サービスを利用するときのみ、在宅の障害者であり、1月当りの要介護状態区分の支給限度額まで介護保険のサービスを利用しており、その100分の50以上を訪問介護で利用していることを条件としている。
10	碧南市	○	介護サービスのみで必要なサービスを確保できない状況であれば、障害福祉サービスの支給決定をしている。
11	刈谷市	○	継続して制度の説明を行い、介護保険の申請を行っていただけるように勧奨します。
12	豊田市	○	本人の意向に基づき総合的に必要量を勘案して支給を決定している。原則、介護保険優先であり、上乘せについては以下の通りとしているが、これに該当しない場合でも必要と認める場合は支給を決定している。 <b>【要介護5、要支援1、要支援2の障害者】</b> 当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスに係る介護保険給付の身によって確保することができないと認められる場合。 要介護5 1 適用される条件(1)全身性障害者(2)介護保険の支給限度額基準まで介護保険サービスを利用した者。(3)介護保険でホームヘルプサービスをおおむね5割以上利用する場合。(4)上記の(1)から(3)の条件をすべて満たしていること。 2 決定量 15時間/月を上限に重度訪問介護で支給決定する。
13	安城市	○	
14	西尾市	○	・障害福祉サービスを利用する場合。・介護保険と同様のサービスを利用するばあ、要介護が5の者
15	蒲郡市	○	介護保険に本人が必要とするサービスがないときは利用できる。
16	犬山市	○	
17	常滑市	○	障害福祉サービス固有のサービスについては、条件なく利用できる。多サービスは原則介護保険サービスの利用が優先だが、介護保険サービスの利用が困難と認められた場合に支給可能。

市町村名		本人意向に基づき 障害福祉サービス が利用できる	障害福祉サービス利用の条件
18	江南市	○	介護の決定が下りるタイミングを見計らって、支給決定機関を調整する場合がある。
19	小牧市	○	
20	稲沢市	○	同種のサービスについては、介護認定を受けていただくようにしているが、サービスが不足する場合や、障害特性により、障害サービスのほうが適切な場合は支給決定している。
21	新城市	○	
22	東海市	○	
23	大府市	○	障害福祉サービスでの支給の必要性があれば支給している。
24	知多市	○	
25	知立市	○	
26	尾張旭市	○	特になし
27	高浜市	○	原則、介護保険を申請していただき、打ち切った事例はない。介護にないサービスや必要量が不足する場合には、必要に応じ障害サービスを支給している。
28	岩倉市	○	
29	豊明市	○	介護保険で利用できないサービス(同行援護や就労支援等)がある場合は、本人の意向次第で支給は可、介護保険でも同様のサービスが受けられる場合は、本人に介護保険優先の旨を説明する。強制はしない。まあ、場合によっては、審査会で協議した上で支給。
30	日進市	○	
31	田原市	○	ケアプラン等において、障害福祉サービスの利用の必要性が確認できること。
32	愛西市	○	介護保険の要介護が要介護5であること。ただし、要介護4以下でも視覚・聴覚・知的・精神障害においては可。
33	清須市	○	
34	北名古屋	○	
35	弥富市	○	
36	みよし市	○	
37	あま市	○	介護保険制度該当後も引き続き障害福祉サービスの利用を希望される利用者には、障害福祉制度特有のサービスを除き、要介護申請をしていただき、介護保険のみでは支給量が不足する分について支給決定している。
38	長久手市	○	
39	東郷町	○	
40	豊山町	○	介護保険サービスと障害福祉サービスの併給ができるようにしている。介護保険サービスのみで、必要なサービスを確保できない状況であれば、障害福祉サービスの上乗せを可能としている。障害者手帳保持者(肢体不自由の障害者手帳1級所持者に限る)と介護保険の要介護度が要介護5の者としている。
41	大口町	○	
42	扶桑町	○	介護保険の申請を速やかに行ってもら。本人の意向を確認し状況に応じ利用決定している。
43	大治町	○	介護保険にないサービスについてケースによって支給する場合もある。
44	蟹江町	○	
45	飛島村	○	介護保険サービスでのみでは必要なサービスを確保できない状況であったり、障害特有の特性により介護保険では適切なサービス利用ができなかったりした場合、その状況等を精査し関係機関と調整し障害福祉サービスが利用できるようにしている。
46	阿久比町	○	
47	東浦町	○	
48	南知多町	○	
49	美浜町	○	理由書の提出
50	武豊町	○	支給申請時に、介護保険の申請を行わない理由を伺い、継続して利用したい障害福祉サービスの必要性を確認している。
51	幸田町	○	介護保険の要介護者が要介護5の者
52	設楽町	○	
53	東栄町	○	
54	豊根村	○	